

人文学部合格者及びご家族の皆さんへ

## 講義用ノート型パソコン必携のお願いとお知らせ

### ノート型パソコンのご用意

人文学部では、講義等で使用するノート型パソコンについて、人文学部独自に機種を指定しておりません。入学までに、以下の推奨スペックを満たすノート型パソコンを各自でご用意下さい。具体的には下記のものですが、詳細は本学のホームページに掲載されているものをご確認下さい。新たにノート型パソコンを購入する場合は、大学生協かそれ以外の店舗を各自でご選択下さい。

各自がご用意いただくノート型パソコンのセットアップ（初期設定、大学の無線 LAN 接続設定、Microsoft Office 365 の初期設定）は、原則として各自で大学から送付されるマニュアルを参照して行って下さい。各自でセットアップが困難な場合は、入学後に大学や大学生協によるサポートを受け、授業開始に備えて下さい。

推奨スペック	
画面サイズと重量	11～14 インチ 携帯性を重視する場合はキーボードを含めた本体重量 1.2kg 前後を推奨
OS	Windows 11 または macOS 13 以上
CPU	CPU は Intel Core シリーズ（第 11 世代以降）、Apple M1 シリーズまたは同等品を推奨
メモリ	8GB 以上
ストレージ	SSD は高速かつ耐振動性に優れているため、256GB 以上の SSD を強く推奨
無線 LAN	IEEE 802.11a/b/g/n 対応
カメラとマイク	Web カメラおよびマイクを搭載すること
バッテリー	バッテリー駆動時間がカタログ値で 8 時間以上であること

※1 キーボードを着脱できる機種（いわゆる 2-in-1）を含む。

※2 Windows のウイルス対策ソフトは OS 標準の Windows Defender も可。

2023年4月

新入生の保護者の皆さまへ

三重大学人文学部長  
豊福 裕二

## 人文学部保護者向け説明動画のご案内

このたびは、ご入学おめでとうございます。

例年、本学部では、入学式当日に保護者の皆様を対象とした説明会を開催し、教育カリキュラムや就職状況、留学、学生生活支援等の詳細についてお話しする機会を設けておりました。しかし、コロナ禍以降、入学式当日の行事予定が短縮されております関係で、保護者説明会の開催を見合わせております。今年度も、上記の事由により、対面形式での保護者説明会は開催しないことになりました。

そこで、本学部では、保護者説明会の代わりに、三重大学人文学部を紹介する動画を作成いたしました。動画は、入学式当日の付添者控室で放映するほか、YouTubeの「三重大学人文学部チャンネル」にて限定配信いたします。

・人文学部保護者向け説明動画（「2024年4月入学生の保護者説明会」）

URL：<https://youtu.be/LGiSCXorgE0>

QRコード：



※本動画は、「2024年度三重大学人文学部の紹介」と「2024年度保護者説明会 保護者の皆さまに知っておいていただきたいこと」を合体したものです。動画の公開期間は、4月中を予定しております。

保護者向け説明動画のご視聴を通じて、本学部の教育についてご理解賜るとともに、現在の大学と大学生を取り巻く激しい状況の変化を知っていただけましたら幸いです。

新入生の皆様が、本学部で充実した学生生活を送れることを心より願っております。

本件についてのお問い合わせ先：人文学部チーム学務担当（Tel：059-231-9197）

## 人文学部同窓会からのご案内

人文学部入学生 各位

このたび、三重大学人文学部に合格され、めでたくご入学のはこびとなりましたことを、こころからお祝い申し上げます。ご入学にあたりまして、人文学部同窓会から同窓会入会のご案内をお届けいたします。

人文学部同窓会は、卒業後の皆様の親睦と融和、ならびに母校との連絡を図ることを目的にしています。人文学部同窓会はこの目的のために、同窓会報を定期的に発行するとともに、会員相互の交流の場を提供しています。

人文学部同窓会の運営費用はすべて、人文学部関係者一人ひとりから納入いただく会費によって賄われています。同窓会の役割と意義をご理解いただき、同窓会への入会と運営にご協力いただけますようお願いいたします。

同窓会費と同窓会への入会手続きは、三重大学人文学部同窓会規約第16条に規定している通りです。入学時に終身会費10,000円を納入していただき、卒業時に所定の手続きを行っていただくことで正会員になっていただきます。

つきましては、新入学生の皆様には、同窓会費の納入をお願いいたします。

以上、よろしくをお願いいたします。

三重大学人文学部同窓会

### 【お振込先】

口座番号 : ゆうちょ銀行 00810-5-37076

口座名義 : 三重大学人文学部同窓会

入金金額 : 10,000円

### ～振込みの際の注意点～

- ・ご入学先の学科名（「文化学科」または「法律経済学科」）をご記入ください。
- ・ご依頼人の欄には、かならず、入学者ご本人の氏名をご記入ください。

人文学部同窓会についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。ただし、研究室を留守にしていることもありますので、あらかじめご了承ください。

人文学部同窓会担当教員

法律経済学科准教授 藤本 真理

Tel : 059-231-9175 (研究室直通) E-mail : m-fujimoto@human.mie-u.ac.jp

文化学科講師 野上 志学

Tel : 059-231-9138 (研究室直通) E-mail : shigaku.nogami@human.mie-u.ac.jp

# 三重大学人文学部同窓会規約

(名称)

第1条 本会は、三重大学人文学部同窓会と称する。

(会員)

第2条 本会の会員は、次の者とする。

- 一 正会員 三重大学人文学部卒業生（但し、三重大学人文学部大学院修了生を含む）
- 二 賛助会員 三重大学人文学部の現旧教員
- 三 学生会員 三重大学人文学部生（但し、三重大学人文学部大学院生を含む）

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、あわせて母校の発展に寄与することを目的とする。

(事務局)

第4条 ①本会の事務局は、三重大学人文学部内に置く。

②事務局は、各学科からそれぞれ1名の教員を選出する。

③任期は1年とし、再任することができる。

(事業)

第5条 本会は、第3条に定める目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 会員情報の管理
- 二 会報の発行
- 三 会員相互の親睦
- 四 その他、本会の目的達成のために必要な事項

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 2名
- 三 理事 若干名
- 四 監事 2名
- 五 学年幹事 各学年につき2名

(名誉会長)

第7条 本会に名誉会長を置く。名誉会長には、三重大学人文学部長をあてる。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。但し、2期4年を限度として再任することができる。

(役員任務)

第9条 役員任務は、次のとおりとする。

- 一 会長は、会務を総理し、本会を代表する
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に不測の事態が生じた際に、その職務を代行する
- 三 理事は、本会の運営に関する事項を処理する
- 四 監事は、会計を監査する
- 五 学年幹事は、学年の代表として学年の連絡・統括をし、会員の動向について事務局に届け出る

(役員選出)

第10条 役員選出は、次の方法による。

- 一 会長、副会長及び監事は、総会で正会員の中から選出する  
なお、副会長及び監事は各学科より1名ずつをあてるものとする
- 二 理事は、正会員の中から選出し、総会の承認を受けるものとする
- 三 学年幹事は、各学科の卒業生の中より互選にて選出する

(役員の報酬)

第11条 役員の報酬は、次のとおりとする。

一 会長	20,000円
二 副会長	10,000円
三 理事	5,000円
四 監事	5,000円

(会議)

第12条 ① 本会の会議は、総会及び理事会とする。

② 総会における決議は、出席正会員の過半数をもって議決する。

③ 理事会における決議は、出席者の過半数をもって議決する。

(総会)

第13条 ① 総会は、原則として毎年1回開催する。

② 理事会が必要と認めたとき、会長は臨時総会を開催しなければならない。

③ 総会は、理事会の承認があれば、会報への掲載をもって替えることができるものとする。但し、役員選挙及び規約の変更を行う場合は、この限りではない。

④ 総会において行う事項は次のとおりとする。

- 一 会務の報告
- 二 会計の承認
- 三 役員を選出及び承認
- 四 その他、必要な事項

(理事会)

第14条 ① 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成し、会長が招集し開催する。

② 理事会は、本会の会務に関する諸事項を決定する。

(支部)

第15条 ① 本会は必要に応じ、支部を置くことができる。

② 支部は、その規約及び活動報告を理事会へ届け出るものとする。

(経費)

第16条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会費)

第17条 ① 正会員の会費は、終身会費10,000円とし、学生会員入会時にこの会費を納入するものとする。

② 学生会員は、人文学部卒業時（又は大学院修了時）に必要な事項を登録することにより、同窓会の正会員となる。

③ 会費を納入した後、やむを得ぬ事由により正会員になることを希望しない場合は、同窓会事務局に必要な事項を連絡することにより、会費の返還を受けることができる。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年11月1日に始まり、翌年10月31日に終わる。

(雑則)

第19条 会員は、転居、改姓、その他の異動の際は、学年幹事または本会事務局に届け出るものとする。

(改正)

第20条 本会規約の改正は、理事会がこれを発議し、総会の承認を得るものとする。

附則

この規約は、昭和62年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成8年12月8日から施行する。

#### 附則

この規約は、平成15年11月4日から施行する。

#### 附則

この規約は、平成29年2月12日から施行する。

#### 細則

(会費) 平成8年12月8日、規約第16条の改正による

1. ① 規約第16条に定める会費の額及び納入時期は、平成9年度入学生から適用する。但し、平成9年度卒業生（第11期生）から平成12年度卒業生（第14期生）までについては、納入時期は従来通り、卒業時とする。
- ② 第1期生から10期生までの会員のうち、終身会員となっていない会員は、基本的に入会時に納入した初年度会費と入会以降に納入した年会費の合計を控除した額を同窓会の指定する銀行口座に振り込みにより納入しなければならない。
- ③ 第1期生から10期生までの会員のうち、終身会員となっている会員は、同窓会事務局に必要事項（会員名、卒業年度、連絡先、返還を受ける金融機関の口座番号 等）を連絡することにより、既に納入した旧会費との差額の返還を受けることができる。

# 三重大学全学同窓会 プライバシー・ポリシー

## I 基本方針

三重大学全学同窓会（以下「本会」という。）は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令を遵守し、会員の利益が損なわれないよう、個人情報の保護に努めます。

本会では、以上の基本方針を実行するため、以下のような「三重大学全学同窓会個人情報に関する取扱い」を策定し、これを遵守します。

## II 三重大学全学同窓会個人情報に関する取扱い

### 1. 本会の同窓生データベースには、次の個人情報を保有します。

- i. 氏名
- ii. 生年月日
- iii. 連絡先住所
- iv. 卒業年（修了年）
- v. 学部・学科等
- vi. 勤務先
- vii. メールアドレス
- viii. 連絡先電話番号
- ix. その他 収集にあたり本人の同意が得られた事項

### 2. 個人情報の利用目的

本会では、個人情報を、次の目的以外に利用しません。

なお、個人情報の利用目的を変更する場合、本会ホームページ及び広報誌に掲載します。

- i. 本会の事業、行事の企画運営に供する基礎資料作成
- ii. 広報誌の作成及び広報誌・出版物の発送
- iii. 本会から会員への各種連絡・配信・問い合わせ
- iv. 学部同窓会相互の連携・連絡の仲介
- v. 本学在学学生に対する就職、学生生活などへの支援活動
- vi. 本学卒業生・修了生の学術及び社会貢献等の歴史資料の蓄積
- vii. その他、本会の設立目的に関連・付随する業務

### 3. 個人情報の収集方法

個人情報の収集は、卒業・修了時に三重大学から一括して入手します。

また、卒業・修了後はご本人からの情報のみに基づいて、データを蓄積します。

### 4. 個人情報の提供

本会では、次の場合を除き、個人情報を第三者に提供しません。

- i. 会員本人が同意している場合
- ii. 就職支援に伴って、本学在学学生に対し提供する場合

- iii. 上記2. の利用目的の達成に必要な範囲内において、業務委託先に対し提供する場合
- iv. 法令に基づく場合
- v. 会員の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

なお、三重大学及び業務委託先への情報提供に応じられない場合は、全学同窓会にその旨を申し出ることにより、情報提供を停止します。

#### 5. 個人情報の管理

本会では、上記2. の利用目的の達成に必要な範囲内において、会員の個人情報を正確で最新なものに維持するよう努めます。

また、本会では、個人情報の漏洩、紛失、悪用、改ざん等を防止するため、個人情報保護のための管理体制を整備し、安全管理に努めます。

さらに、業務委託にあたっては、機密保持条項を含む契約を締結し、業務委託先に対し情報に関する厳重な管理を求め、目的以外の利用を行わせないようにします。

#### 6. 個人情報の開示・訂正・利用停止等

本会では、個人情報について本人から誤りの指摘があった場合、速やかに訂正します。

また、会員自身の個人情報の開示請求については、会員本人であることを確認させていただいたうえで開示します。

なお、本会での個人情報の取扱いについての意見、要望、質問、苦情は、下記までお知らせください。

※ 本件に関する問い合わせ先

三重大学全学同窓会事務局

TEL. 059-231-9004 (直)



## 三重大学法律経済学会入会のご案内 新入生の皆さんへ

皆様、合格おめでとうございます。

三重大学法律経済学会は、次頁記載の会則にもありますように、普通会员(人文学部法律経済学科の教員)、学生会員(人文学部法律経済学科の学生と大学院人文社会科学研究科社会科学専攻の学生)、特別会員、および賛助会員によって組織されています。毎年、機関誌『法経論叢』および学生機関誌『学生論集』を発行するほか、学術講演会の開催、他大学との研究交流の事業などを行っています。とくに『学生論集』は、主に、3年次に履修する専門演習(ゼミ)の一環として執筆した論文を掲載するもので、その企画・編集は学生自身が行っており、本学科の学生間の学術活動・交流の場ともなっています。また授業時間内に学外の有識者をお呼びして、学術講演会を行うほか、他大学の研究紀要など研究に必要な文献を収集しています。こうした学会の活動は、学生が専門研究を深め、卒業論文や修士論文を作成していくにあたって、不可欠であるため、法律経済学科の学生および大学院社会科学専攻の学生には全員入会していただくことになっています。

学生会員の会費は、在学4年間で合計1万円(3年次編入学生および大学院生は在学2年間で合計5千円)となります。

以下の要領で、3月末日までに必ず振込納入くださいますよう、宜しくお願いいたします。(ATMやネットバンキングからの振込で差し支えございません。また、必ず学生ご本人のお名前でお振り込みください)。

なお、講義開始後に、振込の確認をする機会を設ける場合がございますので、その際には振込の領収書または控えの持参をお願いいたします。万一未納の場合は、この日に会費を納入いただくこととなりますので、現金のご用意をお願いいたします。

大学院生は、4月上旬の入学ガイダンス時に確認させていただきます。

### 振込先・振込金額

- ・ 振込金額                    ¥10,000 (4年間分 \*1 )
  - \*1) 3年次編入学生および大学院生は、¥5,000(2年間分)
- ・ 振込先銀行名                三十三銀行 三重大学前支店
- ・ 口座番号                    (普通) 71670
- ・ 口座名義人                  三重大学法律経済学会 豊福裕二  
(みえだいがくほうりつけいざいがっかい とよふくゆうじ)
- ・ 振込人                        学生ご本人の氏名

〒514-8507 三重県津市栗真町屋町1577 (059)232-1211(代)

三重大学法律経済学会

## 三重大学法律経済学会 会則

- 第一条 本会は、三重大学法律経済学会と称する。  
本会の事務所は、三重大学人文学部法律経済学科 に置く。
- 第二条 本会は、法律、政治、経済、経営、その他隣接諸科学に関する諸問題を調査研究することを目的とする。
- 第三条 前条の目的を達成するため、本会は次の業務を行う。
- 一 機関誌等の発行
  - 二 講演会・研究会等の開催
  - 三 他大学・学会及び他の調査研究機関との交流
  - 四 その他評議委員会において適当と認めた業務
- 第四条 本会は、次の会員をもって組織する。
- 一 普通会员  
三重大学人文学部法律経済学科の教員
  - 二 学生会員  
三重大学人文学部法律経済学科及び同大学院人文社会科学研究科社会科学専攻の学生
  - 三 特別会員  
普通会员以外の三重大学の現職または元教員及び三重大学人文学部法律経済学科の卒業生並びに同大学院人文社会科学研究科社会科学専攻の修了生で、評議員会の承認した者
  - 四 賛助会員  
本会の主旨に賛同する者で、評議員会の承認した個人または団体
- 第五条 本会の業務を遂行するために次の役員を置く。
- 一 会長 一名  
会長は、本会を代表して、会務を統括する。任期は一年とする。
  - 二 評議員  
評議員は、評議員会を構成し、本会の重要事項を決定する。  
評議員は、普通会员をもってあてる。
  - 三 運営委員 四名  
運営委員は、本会の運営及び機関誌の編集にあたる。  
任期は二年とし、評議員の互選による。  
運営委員の互選により運営委員長を選出する。
  - 四 学生論集編集委員 若干名  
学生論集編集委員は、学生論集の編集にあたる。  
学生論集編集委員は、学生会員の推薦により、学生会員の中から選出する。
  - 五 監事 二名  
監事は、本会の会計を監査する。  
任期は一年とし、普通会员の互選による。
- 第六条 会費は次のとおりとする。
- 一 普通会员 年額五, 〇〇〇円
  - 二 学生会員 年額二, 五〇〇円
  - 三 特別会員 年額五, 〇〇〇円
  - 四 賛助会員 個人会費 年額一〇, 〇〇〇円  
団体会費 年額一〇一〇, 〇〇〇円
- 学生会員は、在学期間中の全会費を入学時に一時に納めるものとする。
- 第七条 会員は、機関誌の配布を受け、学会主催の講演会・研究会等に出席することができるほか、調査研究活動を行うに必要な便宜を与えられる。
- 第八条 業務及び会計の年次報告のため、総会を毎年一回開かなければならない。
- 第九条 総会は、本会則の細則を定めることができる。  
本会則の改正は、総会の決議による。

会則に関する申し合わせ（一九九四年三月九日 評議員会決定）

\*会長についての細則

会長は、法律経済学科長をもってあてる

附則

本会則は、一九八三年四月一日から施行する。

附則

本会則は、一九八八年十二月七日から施行する。

附則

本会則は、一九九二年四月一日から施行する。

附則

本会則は、一九九四年四月一日から施行する。

附則

本会則は、一九九八年二月四日から施行する。

附則

本会則は、一九九九年七月十四日から施行する。

附則

本会則は、二〇〇五年二月九日から施行する。

附則

本会則は、二〇〇八年四月一日から施行する。

附則

本会則は、二〇二三年六月十四日から施行する。

# Contents

- 1 執行委員長挨拶
- 2 新入生ガイダンスのご案内
- 3 入学式当日のご案内
- 4 人文自治会について
- 5 三重大生活 Q&A
- 6 新入生歓迎会のご案内

2024 年人文学部合格パンフレット

編集・発行：三重大学人文学部学生自治会

連絡先：〒514-8507

三重県津市栗真町屋町 1577

## 執行委員長挨拶

合格おめでとうございます！

大学が今までと違うところを一言でいうと「**自由度が高い**」ということです。大学の勉強以外に、自由に使える時間が今まで以上に増えます。そのため、大学は、「人生の夏休み」とも言われていて、自身の好きなことを自由に出来る最高の期間です。サークル・バイト・部活・海外留学・ボランティア活動・資格勉強などと、様々なことが出来ます。

何でも出来るからこそ、何かを目標を設定し、成し遂げてほしいと思います。4年間は長いようで短いため、「何にも頑張れなかった」と思うより、一つの事を成し遂げた達成感をもって、卒業してほしいなと思います。未練のない満足した4年間であったと思えるよう、大学学生生活を楽しんで過ごしてほしいです。人の目を気にしないで、やりたいことを思い切りしてくださいね！

私たち人文学部学生自治会では、入学前のみなさんの不安を少しでも解消できるよう新入生歓迎の集いを行います。友達を作るチャンスなのでぜひご参加ください!みなさんに楽しんでもらえるように今年も楽しい企画をご用意しております。皆さんの参加をお待ちしています!

それではこれをもって歓迎の言葉とさせていただきます。

人文学部学生自治会執行委員長  
原田 万夢里

# 新入生・編入生ガイダンスのご案内

日時 2024年4月5日(金)

このガイダンスは必ず出席してください。卒業するまでのおおまかな授業の取り方の説明、一年生前期の履修申告希望届けの説明、人文学部教官による人文学部必修科目の履修申告など、とても重要なガイダンスになります。当日、やむを得ない事情で出席できない場合は、事前に、人文学部の学務担当に連絡してください。

上記のガイダンス終了後、学科別のガイダンスが行われます。

なお、詳しい時間、場所などの詳細は別途ご案内がありますので、新入生用ページ内の「授業開始までの主な行事等」をご確認ください。

# 入学式のご案内

**日時** 2024年4月4日(木)

まず人文校舎正面玄関へ行き、入学式の手続きを行ってください。尚、変更の可能性がございますので、最新の案内に従ってください。

その後、入学式場の三翠ホールへ移動しますが、その前に自治会執行部委員の指示に従って教室で待機してください。

時間等の詳細は別途お知らせがありますので、それをご覧ください。



# 人 文 自 治 会

## 合格おめでとうございます！

こんにちは！人文自治会です！

ついに皆さんの大学生活が始まりますね！

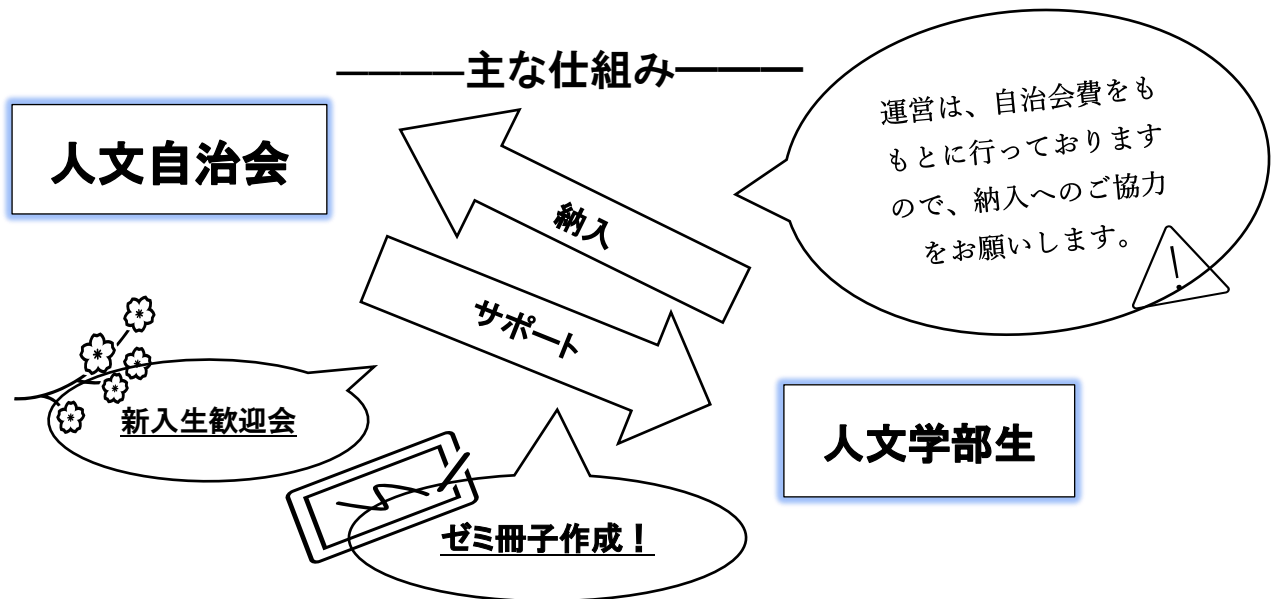
大学には勉強はもちろん、楽しいことがいっぱいです。私たち、人文自治会執行部は全力で皆さんの大学生活のサポートにあたらせていただきます！！



## まず、人文自治会執行部とは？

人文自治会とは、人文学部生によって運営されている「生徒会」のようなものです。

自治会執行部では、皆さんの生活のサポートのため日々活動しています。



## 自治会の執行委員の事を知りたい！

人文自治会の活動は Instagram にて紹介しております！  
QR コードは次のページにあります！ぜひご覧ください！



## ———主な活動例———

- 4月 新入生歓迎会
- 6月 法律経済学科ゼミ冊子作成
- 7月 ビンゴ大会
- 11月 文化学科ゼミ冊子作成
- 12月 学生大会・クリスマス交流会
- 2・3月 新入生歓迎会の準備



～今年からの挑戦～

今年から自治会で芸能人を選び、芸能人ステージを担当(仮決定)！**呼びたい芸能人を呼べる可能性も！！**

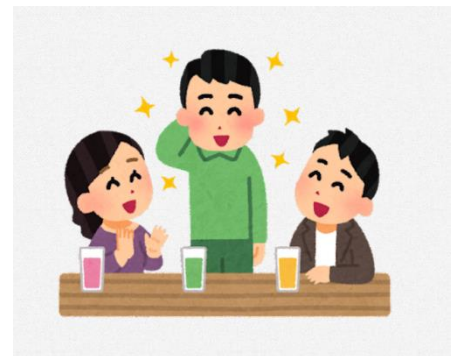
### 11月 学祭 芸能人イベント担当(仮)

学生の皆さんをサポートしつつ、新しいことを始めるなど、活動の幅は広いです！

## 自治会のメンバーを募集中……

4月の新歓以降、自治会のメンバー募集を行います！  
私たちと一緒に人文学部を盛り上げていきませんか？

自治会は、学生のサポートとして、ゼミ冊子作成と新入生歓迎会の開催をしております！サポート以外にも、ビンゴ大会やボウリング大会を開催と、活動は自由です！  
堅苦しい集団ではなく、自由に活動しています！！



- ・他の部活やサークルと掛け持ちも OK です！  
(みんな掛け持ちしています！)
- ・メンバーが人文学部の学生なので、授業や就活の相談したり、テストの過去問を教えてもらったりと、頼りになります！

Instagarm



## 人文学部学生自治会会費納入のお願い

新入生および保護者の皆様へ

三重大学人文学部学生自治会執行委員長  
法律経済学科 3 年 原田 万夢里

ご入学おめでとうございます。

私たち人文学部学生自治会は、学部開設に伴い学生の手によって創られた民主的な組織であり、民主的な運営のもとに様々な活動を行っています。私たちの学生自治会は、大学自治の担い手の一員として、学生全体の総意を代表するために全員加盟制をとり、学生の要求を実現させるための活動を行っています。

私たちの運動には、新入生の期待に応え、不安を解消するため、そして新入生の意識を引き出すための新入生歓迎の行事（新入生歓迎の集い）、ゼミ・研究室決定時において情報不足を解消するための紹介冊子の発行、ゼミ勉強合宿の費用の援助などがあります。

また、各種企画、人文学部生の大学祭出店に対する援助金の支給など、学生のもつ学術・文化やスポーツ活動面における様々な要求を実現させる活動も、私たちの学生自治会が中心となって行っています。

こうした私たちの活動を円滑、かつ充実したものとするためには、その財源的保証がしっかりしていなければなりません。そこで、自治会員となる新入生の皆様に自治会費を納入していただくことになっております。皆様のご理解をお願い致します。

金額は以下のようになっています。

会費年額（新入生）	2, 0 0 0 円×4 年間= 8, 0 0 0 円
（編入生）	2, 0 0 0 円×2 年間= 4, 0 0 0 円

※ 会費年額 2, 0 0 0 円のうち 1, 0 0 0 円は三重大学全学学生自治会連合会（全学会）へ分担金として上納させていただくことになっています。

※納入につきましては、指定の方法で 2 0 2 3 年 3 月 3 1 日までに必ず納入されますようお願いいたします。

自治会費納入および今後の私たちの活動に、ご理解とご支援をいただきますようによりしくお願い致します。

### 納入方法

○ 納入については、郵便局をご利用下さるようお願いいたします。お手数ですが、払込取扱票（青）をご用意いただき、住所・氏名をお書きの上、8,000円または4,000円を添えて、お近くの郵便局にて払い込んでください。

大変申し訳ございませんが、払込手数料のご負担をお願いいたします。

○ 払い込まれた際に受領された払込票は、自治会費払込の証明として必要となりますので確実に保管して下さい。

○ 払い込まれた際に受領された払込票は、新入生歓迎会時に確認させていただきます。

○ 万一、事故などのために、指定の期日までに納入できなかった場合は、期日後に納入していただけると幸いです。

### 振込先情報

加入者名：三重大学人文学部学生自治会

口座記号：008608

口座番号：50853

下記の記入例に従ってお書き下さい。また、払込用紙のご依頼人欄には、住所は自宅・下宿先のどちらをお書きいただいても結構ですが、氏名は新入生のお名前をはっきりとお書き下さい。

※ 問い合わせ先

〒514-8507 三重県津市栗真町屋町 1577 三重大学人文学部学生自治会

担当： [@m.mie-u.ac.jp](mailto:@m.mie-u.ac.jp) 三重大学人文学部学生自治会規約

払込取扱票									
00		11桁の口座番号 - 郵便局の窓口で照会し、お申し込みください。							
00	860	8	508	53	8000				
三重大学人文学部学生自治会					金額	8000	種別		
〒514-8507 三重県津市栗真町屋町1577									
例) 三重大 太郎									

郵便払込請求書受領証									
00	860	8	508	53	8000				
三重大学人文学部学生自治会					金額	8000	種別		
例) 三重大 太郎									

# 三重大学人文学部学生自治会規約

## 前文

三重大学人文学部生は、全学部生の総意に基づき、全員加盟制の学生自治会を結成し、学生一人一人の思想・信条の違いを当然の前提として、学生生活の向上、諸要求の実現、および学生自治会発展のために全力を注ぐことをここに宣言する。

本会は、平和で民主的な社会を理想とし、会員一人一人の不断の努力でその実現を目指す。そのためにも、我々学生は、日常の勉学・研究活動を通じて、現代社会の一員に相応しい広い教養と深い専門的知識を身につけ、社会の進歩に貢献できるよう成長する。また、我々自身の努力で、広範な国民・学生と連帯することで、我々の当面する要求の実現のために活動する。

本会は、学生の自治活動と学生活動の改善・発展に努めることをここに誓う。

## 第 1 章 総則

### 第 1 条【名称】

本会は、三重大学人文学部学生自治会と称する。

### 第 2 条【目的】

本会は、学生の自治により、学生の権利の擁護・拡大、学生生活の向上を図るとともに、学問の自由の擁護・発展、並びに平和と民主主義の擁護に寄与することを目的とする。

### 第 3 条【本部】

〒514-0102 三重県津市栗真町屋町 1577

### 第 4 条【会員】

本会は、人文学部に籍をおく全ての学生を会員として構成する。

## 第 2 章 機関

### 第 5 条【基本機関】

本会は、次に掲げる基本機関を置く。

- (1) 学生大会
- (2) 執行委員会

### 第 6 条【学生大会】

1. 学生大会は、本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成する。
2. 学生大会は、年 1 回 12 月に定期大会を開くものとする。但し、執行委員会が必要と認めるときには臨時大会を開くことができる。
3. 学生大会は、執行委員長が招集する。但し、会員の 5 分の 1 以上から要請があったときは、14 日以内に臨時大会を招集しなければならない。
4. 学生大会の招集・議題については 5 日前までに告示しなくてはならない。

5. 学生大会は、事前に会員に出欠席を取ることで開催することができ、成立する。ただし、広く会員が出席できるように努めなければならない。
6. 出席できない議決権所有者は、大会に委任状を出すことができる。但し、委任状は、出席者数に数えるが、議決は現に議場にいる議決権所有者をもって行う。
7. 学生大会の議決は、出席自治会員の過半数の賛成をもって決定する。但し、賛否同数の場合は議長が裁定する。
8. 学生大会の議長は、原則、学生大会の開催を計画する執行委員が行うものとする。会員で立候補者がいれば、執行役員と相談をし、議長を行うこともできる。
9. 次の事項は必ず学生大会で決定しなければならない。

① 規約の変更

② 会費の変更、臨時徴収の決定

#### 第 7 条【執行委員会】

1. 執行委員会は、学生大会と自治委員会の議決に基づいて本会の職務を執行する本会の最高執行機関であり、本会を代表する機関である。執行委員会の議決権は執行委員が有する。
2. 執行委員会の議決は、出席委員の過半数の賛成をもって決定する。
3. 執行委員会は、長期休暇中を除き、原則として 1 週間に 1 回以上の割合でこれを開く。
4. 執行委員会は、執行委員長が招集する。但し、執行委員会が必要と認めた時あるいは 3 分の 1 以上の役員から要求のある時は、3 日以内にこれを招集しなければならない。
5. 執行委員会の任務は次の通りである。
  - ① 本会を代表する。
  - ② 学生大会の議決に従って、本会の職務を執行するために必要な執行方針、その他を決定し、本会のあらゆる活動を統括し執行すること。
  - ③ 本会の会計を管理すること。
  - ④ 本会の職務の執行に必要な協議会、連絡会等を開催すること。

#### 第 8 条【再議の要件】

1. 次のいずれかに該当する場合は、いかなる事項も再議できる。
  - ① 会員の 5 分の 1 以上の要求があった場合。
  - ② 議決を行った機関が必要と認めた場合。
  - ③ 執行委員会が、会務の執行にあたって著しく不相当と認めた場合。
2. 再び、同じ議決を 3 分の 2 (3 分の 2 以上の定めあるものについては 4 分の 3) 以上の賛成で行った場合は、同一会期中は再議することはできない。

#### 第 9 条【議事運営細則】

前 3 条に無い議事運営に関する事項は、これを細則に定めることができる。

### 第 3 章 役員

#### 第 10 条【役員】

本会の役員は、次の通りである。

- ① 三役（執行委員長 1 名、副執行委員長 2 名、会計 1 名）
- ② ② 執行委員

#### 第 11 条【役員を選出方法】

1. 本会の役員は、次に定める方法で選出する。

- ① 三役は、全会員からの立候補により、これを全会員による直接選挙で選出する。
- ② 執行委員は、三役の合議に基づき会員の中から執行委員長が指名する。

2. 前項第 2 号による執行委員の指名は、三役選挙の確定後 15 日以内に行わなければならない。

#### 第 12 条【役員の任期】

1. 本会の役員の任期は、12 月 1 日より翌年 11 月 30 日までとし、執行委員の任期は、指名を受けた時点から翌年 11 月 30 日までとする。
2. 補充人事の場合の任期は、選出された時点から前項の期日までとする。
3. 再選は、これを妨げない。リコール後の補充選挙も同様である。
4. 役員は、後任者が就任するまでは、引き続きその任務を行うものとする。

#### 第 13 条【役員辞任】

三役は、原則として辞任できない。但し、やむをえない場合は、他の執行委員とともに合議のうえ決定する。

#### 第 14 条【役員リコール】

三役は、全会員の 3 分の 1 以上の不信任でリコールできる。

#### 第 15 条【執行委員の解任】

三役は執行委員を任意に解任できる。但し、第 8 条の規定に従う。

#### 第 16 条【緊急時における三役の補充】

三役が、辞任・リコール等において欠けた場合は、ただちに代理のものを役員の中から選出しなければならない。

#### 第 17 条【執行委員の追加指名】

三役が必要と認めるときは、執行委員長は執行委員を適時、追加指名することができる。

#### 第 18 条【役員任務】

本会の役員任務は、次の通りである。

- ① 執行委員長は、執行委員会および本会を代表し、執行委員会を統括する。
- ② 副執行委員長は、執行委員長を補佐し、執行委員長に事故があった場合には、その任務を代行する。

③ 会計は、執行委員長を補佐し、活動における出費を記録する。財源の行使の権限を他の委員に託すことが可能であり、その場合、使用した金額は証拠をもとにして記録する。

④ すべての執行委員は、執行委員会の議決に従って、任務分担に沿って、職務を日常的に執行する。

## 第 4 章 会計

### 第 19 条【財源】

本会の経費は、会費、事業収益、その他をもってあてる。

### 第 20 条【会計年度】

本会の会計年度は、毎年学生大会日より次の学生大会開催日前日までとする。

### 第 21 条【予算の作成】

執行委員会は毎会計年度の予算を定期大会の際に提出しなければならない。ただし、予算を修正する場合も同様とする。

### 第 22 条【会計の処理原則】

本会の会計を処理する権限は、学生大会の議決に基づいてこれを行行使しなければならない。

### 第 23 条【会費】

1. 会費は 2,000 円（年額）とする。
2. 前項の金額の変更、および臨時会費を徴収する場合は学生大会の承認を要する。
3. 会費は、入学年度はじめに 4 年（3 年次編入者は 2 年）分を徴収する。

### 第 24 条【会計細則】

本会の会計および会計監査にかかわる細かい点は、これを別に会計細則に定める。

## 第 5 章 規約の変更

### 第 25 条【規約の変更】

この規約の変更は、学生大会において出席会員の 3 分の 2 以上の賛成により行う。

## 第 6 章 会員の権利・義務

### 第 26 条【会員の権利】

本会の会員は、規約に基づき平等の権利を有する。

### 第 27 条【会員の義務】

本会の会員は次の義務を負う。

- ① 規約を守り、本会の目的達成のため努力すること。
- ② ② 会費を納めること。

## 第 7 章 補則

### 第 28 条【会期】

本会の会期は、役員任期に準ずる。

### 第 29 条【全学投票】

1. 本会は、本会の最高意思を決定する方法として全学投票を組織することができる。
2. 全学投票の要件は、これを細則に定める。但し、全会員の意思が正しく反映されるものでなければならない。

### 第 30 条【最高規定】

本会は、大学自治会・学生自治・学生の利益・本会の利益に反するいかなる規約・細則・方針をももつことはできない。

### 第 31 条【結成の手続き】

本会は、学生自治会準備会において採択された規約案が、学部生の投票により学生総数の過半数の賛成を得た時、本規約案が採択され、同時に結成される。

設立年月日

三重大学人文学部学生自治会は、S58 年 7 月 20 日に設立した。

附則

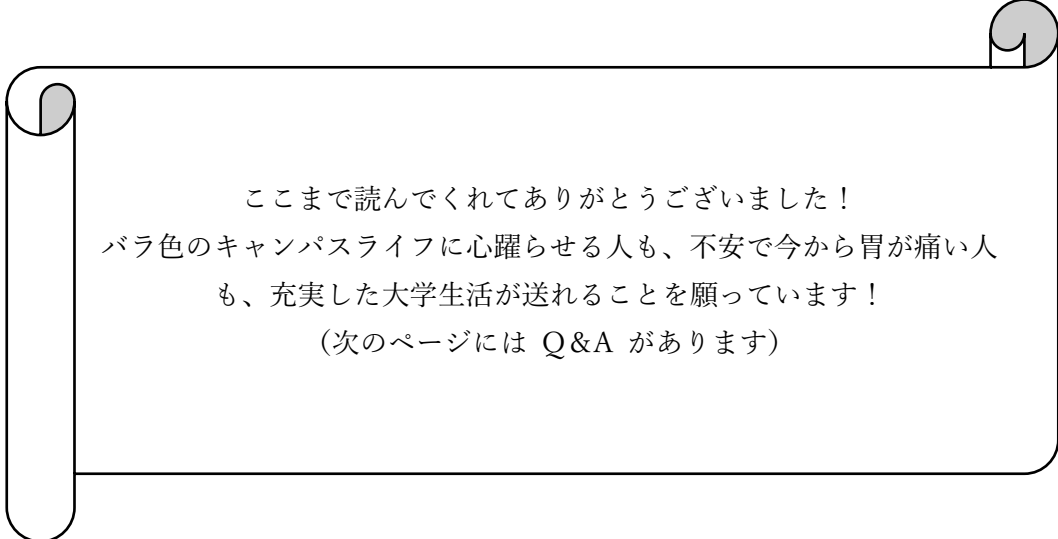
### 第 1 条

この規約は、S58 年 7 月 20 日をもって採択され、同時に効力を発する。

この規約は、H26 年 12 月 20 日をもって改正され、同時に効力を発する。

この規約は、R3 年 12 月 17 日をもって改正され、同時に効力を発する。

この規約は、R4 年 12 月 15 日をもって改正され、同時に効力を発する



ここまで読んでくれてありがとうございました！  
バラ色のキャンパスライフに心躍らせる人も、不安で今から胃が痛い人も、充実した大学生活を送れることを願っています！  
(次のページには Q&A があります)



## 三重大生活 Q&A

入学前の知識はもちろん、入学後にまたこのページを見て疑問を解消してもらえたら幸いです。

### Q1 大学生も自転車は必要なの？

A. 三重大ではほとんどの学生が自転車を使っています！特に三重大は国公立大学の中で3番目に敷地が広いので、自転車があるとかなり便利です。特に下宿生は必須アイテム。買い物などの通行手段はほぼ自転車です。ないと苦労すると思われます！通いの学生も江戸橋から大学まで距離があるので、持っているほうが楽だと思います。

そして、注意点を2つほど。

通いの学生は特に重要なのですが、江戸橋駅周辺は主に三重大生の自転車で溢れています。駐輪スペースにとめられないからといって適当なところにとめておくと自転車は撤去されます！！そしてその自転車を受け取るためには1000円のお金がかかります。撤去された自転車の保管場所もかなり遠いという噂…。しっかり駐輪スペースに止めましょう。そして自転車の盗難被害もあるようですので、自転車はツーロックをお勧めします！

### Q2 教科書っていつ買うの？

A. 教科書は入学して授業を決めてから購入します。しかし、履修変更（自分がとった授業を変更すること）の期限があるので、1度授業を受けてから教科書購入をしたほうがよいかもしれません。教科書購入の期間は決められているのでご注意を！！基本的には大学の生協で購入することができます。他にもネットで購入することもあります（中古本をメルカリで購入することもあります！）

### Q3 授業はどんなものがあるの？

A. 1年生の前期の授業はほとんどが一般教養（三重大生は“般教”と略します）になります。般教の目的は、名前の通り、一般的な教養を身につけることなので、幅広い分野の授業を受けることができます。般教は全て1年生のうちにとっておくことをすすめている先輩もいます。般教に限らず、文化学科・法律経済学科によって取得する単位数が変わってくるので入学時に配布される履修要綱をよく読んでくださいね。（1年経ってもあまり理解できないくらい複雑です。文化学科の学生は1年生の終わり頃に地域選択を行います。法律経済学科の学生は2年生の6月ごろに法律・経済どちらを専攻していくのかゼミを決めます。人文自治会が発行している「ゼミ冊子」を参考にしてみてください！

## Q4 大学のテストってどんな感じなの？

A. 三重大大学のカリキュラムは2学期生です。それぞれ前期と後期で分かれています。大学のテストは基本的に前期末と後期末の2回しかありません。学期末の1週間がテスト期間となりますが、テスト期間よりも早く行う先生もいます。例えば中間テストなどを行う先生や、1週間に授業数分のテストを行う先生もいらっしゃるのです、かなりハードです。テストの形式には主に試験とレポートの2つがあります。試験は高校のようにテストを行うものもあれば、持ち込みが可能な場合もあります。形式も、穴埋め問題、論述など様々です。レポートはテーマを与えられ、期限までに提出する形式が主です。語学では会話テストなんていう変わったテストもあります。

試験の形式はシラバスの各授業のページに載っているので参考にしてみてください！

## Q5 教室の名前が数字ばかりでどこかわかりません…。

A. 三重大には共通教育の校舎（般教を受けたり、語学の授業を受けたりする校舎）が4つあります。1年生のうちにはこれらの校舎の行き来が主になりますが…最初のうちは校舎の場所と名前が一致しない上に、教室の名前は数字ばかりなので迷子になることが多々あります。生活していくうちに覚えていくと思いますが、ここで数字と校舎の関連性について書いておこうと思います！

1号館…10〇や20〇で始まる3桁の教室がある校舎。最初の数字は階数。

例 402 → 1号館の4階にある教室

2号館…18〇や28〇で始まる3桁の数字の教室がある校舎。最初の数字は階数。

例 281 → 2号館の2階にある教室

3号館…4桁の数字の教室がある校舎。2番目の数字は階数。

例 1321 → 3号館の3階にある教室

4号館は、ほとんど使わないのでここでは割愛させていただきます！！

地図と照らし合わせて、参考にしてみてくださいね。

## Q6 学籍番号はいつ分かるの？学籍番号って何？

A. 学籍番号は「新入生ガイダンス」の時に分かります。文化、法律経済の順で名前順に割り振られています。学籍番号は6ケタの番号です。2024年度、人文学部に入学的する場合、「124XXX」になります！誰1人として同じ番号はないです！最初の一桁目は人文なら「1」、教育2、医学部3、工学部4、生物資源5となっています。その次の24は2024年度入学なので24です。最後のXXX三桁は、五十音順の通し番号で、文化学科「001~」、法理経済学科「201~」となっています。

G-mailを大学では主に使用しますが、その際に学籍番号を用いたメールアドレスを使います。他にも、MicrosoftのWordやPowerPointなどもこの学籍番号を使ったメールアドレスでログインします！統一アカウントと呼ばれるパスワードも発行しますが、詳しくはガイダンス時に配られます。

- ・ここまで読んでくれてありがとうございました！
- ・次のページに新入生歓迎会のご案内を掲載しております！
- ・他にも質問があれば、InstagramやLINEのオープンチャットで聞いてください！オープンチャットには、ここに載せきれなかった質問のQ&Aも載せておきます！ぜひお気軽にご参加ください！
- ・一緒に充実した4年間の大学生活にしましょう！
- ・みなさんが入学してくるのを楽しみに待っています！

### Instagram



### LINE オープンチャット



# 新入生歓迎会のご案内

人文  
自治会



## 新入生歓迎会って？

これから新しい生活が始まっていきますが、それに対する期待が大きい反面、友人、授業、下宿生活など、不安も多く抱えている人も多いのではないのでしょうか。

そこで、4月10日に新入生歓迎会を企画しています。毎年、多くの新入生に参加していただいています。大学の授業が始まる前に友達ができればとっても心強いです。友達できるかな、と不安な人はいち早くここで友達を作りましょう！

また、人文学部の先輩方もこの会に皆さんの案内役として参加してくれます。大学の講義や履修、一人暮らしについてなど、心配なことはなんでも聞いてください！優しい先輩方が様々なアドバイスをしてくれます！縦と横のつながりをもつチャンスです！

令和6年4月10日（水）

14:00～16:00 対面での開催！

募集上限：先着 120 人 〆切 2024/3/31 23:59 まで

※コロナウイルスの感染拡大状況によってはオンラインに変更、もしくは中止になる場合がございます。変更や中止の場合 LINE にてお知らせ致します。

## 持ち物

スマホを持っている人は持ってきてください！

参加登録フォーム

QRコード

## 参加方法は？

参加したい方は Google form(右の QR か下のリンクから)に記入の上、LINE オープンチャットにご参加ください。

参加登録フォーム <https://forms.gle/2U4VJuRUPXXhrZfM8>

LINE オープンチャットへの参加は↑ Google form 内から参加できます！



締め切り **3月31日(日)**

## 質問のある方は……

三重大学人文学部自治会まで  
メールアドレス: jinbun.jichikai@gmail.com

履修や大学生活などの質問に Instagram や LINE オープンチャットでお答えしています！何でも質問してきてください！

Instagram



LINE オープンチャット

